

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

高知県立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

第1章 趣旨（略）

第1章 趣旨（略）

第2章 就学支援金 （通常）（法適用分）

第2章 就学支援金（法適用分）

（支給の目的及び対象）

（支給の目的及び対象）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、公立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、県内の公立の高等学校に在学する生徒であって、日本国内に住所を有するもの（以下「生徒」という。）のうち、法第4条の規定により就学支援金の受給資格を有すると認定を受けた者 （施行令第1条第3項の規定により認定を受けた者を除く。）（以下「受給権者」という。）の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において就学支援金を支給する。

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、公立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、県内の公立の高等学校に在学する生徒であって、日本国内に住所を有するもの（以下「生徒」という。）のうち、法第4条の規定により就学支援金の受給資格を有すると認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において就学支援金を支給する。

第3条（略）

第3条（略）

（受給資格の認定等）

（受給資格の認定等）

第4条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1による受給資格認定申請書（以下「申請書」という。）に保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し

第4条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1による受給資格認定申請書（以下「申請書」という。）に保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し

等」という。) 又は課税所得額(課税標準額)や市町村民税の調整控除額等を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添えて、県立高等学校長又は市町村(以下「学校長等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の場合において、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われ、所得制限に該当することにより受給資格認定されなかった生徒が再度申請を行う場合には、原則として保護者等の個人番号カードの写し等を添付しなければならない。ただし、当該生徒が同一の高等学校及び課程に在籍している場合で、第4条第1項及び第13条第4項に規定する受給資格認定申請又は第7条第1項及び第15条第1項に規定する保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出の際に保護者等の個人番号カードの写し等を提出したことがあり、かつ保護者等に変更等の事由が生じていない場合に限り、当該保護者等の個人番号カードの写し等の添付を省略することができる。

3～5 (略)

第5条～第6条 (略)

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出等)

第7条 受給権者は、毎年度所定の期日までに様式1による収入状況届出書に保護者等の個人番号カードの写し等 又は課税証明書等(以下「所得判定に係る書類」という。)を添えて学校長等に提出しなければならない。ただし、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われている受給権者の場合はこの限りでない。

等」という。) または課税所得額(課税標準額)や市町村民税の調整控除額等を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添えて、県立高等学校長又は市町村(以下「学校長等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の場合において、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われ、所得制限に該当することにより受給資格認定されなかった生徒が再度申請を行う場合には、原則として保護者等の個人番号カードの写し等を添付しなければならない。ただし、当該生徒が同一の高等学校及び課程に在籍している場合で、第4条第1項に規定する受給資格認定申請又は第7条第1項に規定する保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出の際に保護者等の個人番号カードの写し等を提出したことがあり、かつ保護者等に変更等の事由が生じていない場合に限り、当該保護者等の個人番号カードの写し等の添付を省略することができる。

3～5 (略)

第5条～第6条 (略)

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出等)

第7条 受給権者は、毎年度所定の期日までに様式1による収入状況届出書に保護者等の個人番号カードの写し等 または課税証明書等(以下「所得判定に係る書類」という。)を添えて学校長等に提出しなければならない。ただし、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われている受給権者の場合はこの限りでない。

2～7 (略)

第8条～第10条 (略)

第3章 就学支援金（家計急変）（法適用分）

（支給の目的及び対象）

第11条 教育委員会は、公立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、施行令第1条第2項の規定により所得制限に該当し、受給資格認定されなかった生徒のうち、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由による離職等により従前得ていた収入を得ることができない場合に、法第4条及び施行令第1条第3項の規定により就学支援金の受給資格を有すると認定を受けた者（以下「特例受給権者」という。）の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において就学支援金を支給する。

（受給資格及び額）

第12条 就学支援金の受給資格及び額は、法第3条及び第5条の規定によるものとする。この場合において、新入生及び3月又は9月に選考が終了している編入生については、入学の許可があった日の属する月の初日に在籍したものとみなす。

い。

2～7 (略)

第8条～第10条 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

(受給資格の認定等)

第13条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1の2による受給資格認定申請書（以下この条において「申請書」という。）に家計急変事由を証明する書類（以下「事由証明書類」という。）を添えて、学校長等に提出しなければならない。

2 学校長等は、申請書の提出があったときは、当該申請書等に基づき家計急変事由に該当しているか確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、家計急変事由について審査（以下「1次審査」という。）を行い、認定又は不認定を決定した上で、様式5又は5の2により学校長等に通知するものとする。

4 前項の1次審査において、認定となった生徒は、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等及び家計急変事由発生後の収入証明書類を学校長等に提出しなければならない。

5 前項の場合において、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われ、所得制限に該当することにより受給資格認定されなかった生徒が再度申請を行う場合には、原則として保護者等の個人番号カードの写し等を添付しなければならない。ただし、当該生徒が同一の高等学校及び課程に在籍している場合で、第4条第1項及び前項に規定する受給資格認定申請又は第7条第1項及び第15条第1項に規定する保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出の際に保護者等の個人番号カードの写し等を提出したことがあり、かつ保護者等に変更等の事由が生じていない場合に限

(新設)

り、当該保護者等の個人番号カードの写し等の添付を省略することが
ができる。

6 学校長等は、収入証明書類等の提出があったときは、当該証明
書類等に基づき収入要件を満たしているかを確認した上で、当該
証明書類等を教育委員会に提出しなければならない。

7 教育委員会は、前項の規定による収入証明書類等の提出があっ
たときは、生徒の就学支援金の受給資格を審査し、受給資格の認
定又は不認定を決定した上で、様式5により学校長等に通知する
ものとする。

8 学校長等は、第3項の規定による不認定の通知を受けたとき又
は前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様
式6又は7により生徒に通知しなければならない。

(収入回復届出)

第14条 特例受給権者は、保護者等の再就職等により、収入要件を
満たさなくなったときは、様式53による収入回復届出書及び様式
1による収入状況届出書（以下「届出書」という。）に収入が回
復したことを証明する書類を添えて、学校長等に提出しなければ
ならない。

2 学校長等は、届出書の提出があったときは、当該届出書に基づ
き様式15による収入状況届出者一覧を教育委員会に提出しなけれ
ばならない。

3 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出を
受けたときは、審査の上その結果を様式11により学校長等に通知
するものとする。

(新設)

4 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式13により生徒に通知しなければならない。

(新設)

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出等)

第15条 特例受給権者は、毎年度7月及び1月において所定の期日までに様式1の2による収入状況届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等及び7月又は1月の直近6か月分の収入証明書類（以下この条において「所得判定に係る書類」という。）を添えて学校長等に提出しなければならない。ただし、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われている場合及び当該所得判定に係る書類を第13条第4項の規定により既に提出している場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者は、保護者等について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書及び変更後の保護者等の所得判定に係る書類を学校長等に提出しなければならない。ただし、既に変更後の保護者等の所得判定に係る書類を提出している場合は、当該書類を添付することを要しない。

3 学校長等は、特例受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、様式15による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、審査の上、その結果を様式16により当該学校長等に通知するものとする。

5 教育委員会は、特例受給権者が第1項に規定する収入状況届出

書を提出しないときは、就学支援金の支給を差止めることができる。

6 教育委員会は、前項の規定による支給の差止めを決定した場合は、様式18により学校長等に通知するものとする。

7 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに様式19により生徒に通知しなければならない。

(その他)

第16条 受給資格の消滅、授業料額の変更、支給停止等、支給の再開及び支給実績の証明については、第5条、第6条及び第8条から第10条までの規定を準用する。この場合において、「受給権者」とあるのは「特例受給権者」と読み替えるものとする。

第4章 市立高等学校の就学支援金（法適用分）

(就学支援金の交付申請)

第17条 市町村は、就学支援金の交付の申請をしようとするときは、様式39による交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(就学支援金の交付決定)

第18条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき就学支援金を決定し、様式47とともに様式40による交付

(新設)

第3章 市立高等学校の就学支援金（法適用分）

(就学支援金の交付申請)

第11条 市町村は、就学支援金の交付の申請をしようとするときは、様式39による交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(就学支援金の交付決定)

第12条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の交付の申請あったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき就学支援金を決定し、様式47とともに様式40による交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 (略)

(就学支援金の変更の交付申請)

第19条 市町村は、就学支援金の変更の交付の申請をしようとするときは、様式41による変更交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(就学支援金の変更の交付決定)

第20条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の変更の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、就学支援金の変更の交付を決定し、様式50とともに様式42による変更交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 (略)

(状況報告)

第21条 教育委員会は、就学支援金の支給に関し必要があると認めるときは、市町村に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(就学支援金の支払手続)

第22条 市町村は、就学支援金の支払を受けようとするときは、様式43による支払請求書を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(就学支援金の変更の交付申請)

第13条 市町村は、就学支援金の変更の交付の申請をしようとするときは、様式41による変更交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(就学支援金の変更の交付決定)

第14条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の変更の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、就学支援金の変更の交付を決定し、様式50とともに様式42による変更交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 (略)

(状況報告)

第15条 教育委員会は、就学支援金の支給に関し必要があると認めるときは、市町村に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(就学支援金の支払手続)

第16条 市町村は、就学支援金の支払を受けようとするときは、様式43による支払請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(支払の調整)

第23条 教育委員会は、市町村に対して就学支援金を過払いした場合は、当該過払額について、年度内に限りその後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。

(実績報告)

第24条 市町村は、交付の決定を受けた就学支援金について、様式44による実績報告書を当該年度の教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第25条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が就学支援金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、様式45による確定通知書を市町村に通知するものとする。

2 (略)

(就学支援金の経理)

第26条 市町村は、就学支援金について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）の定めるところに従い、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、事業が完了した日の属する年度の翌

(支払の調整)

第17条 教育委員会は、市町村に対して就学支援金を過払いした場合は、当該過払額について、年度内に限りその後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。

(実績報告)

第18条 市町村は、交付の決定を受けた就学支援金について、様式44による実績報告書を当該年度の教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第19条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が就学支援金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、様式45による確定通知書を市町村に通知するものとする。

2 (略)

(就学支援金の経理)

第20条 市町村は、就学支援金について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）の定めるところに従い、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

年度から5年間保管しなければならない。

第5章 就学支援金 (県単独分)

(支給の目的及び対象)

第27条 教育委員会は、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、就学支援金の支給対象でない生徒のうち次条の規定により受給資格を有すると認定を受けた者の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において授業料等に相当する額を支給する。

(就学支援金の支給の特例)

第28条 教育委員会は、法第3条第2項第1号又は第2号に該当する生徒（次に掲げる生徒を除く。）のうち教育委員会が認めた者に、授業料等に相当する額（高等学校等を中途退学した後、再び高知県立高等学校で学び直す者に対して支給される支援金（以下この条において「学び直し支援金」という。）を受給する資格を有する者については、当該学び直し支援金の額を差し引いた額。以下この条において「標準修業年限超過者等就学支援金」という。）を支給することができる。

- (1) 就学に対する本人の意思が著しく欠けている生徒
- (2) 授業料等相当する額を支給することがあまりにも公平を欠くと認められる生徒

2～7 (略)

第4章 就学支援金 (特例分)

(支給の目的及び対象)

第21条 教育委員会は、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、就学支援金の支給対象でない生徒のうち次条の規定により受給資格を有すると認定を受けた者の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において授業料等に相当する額を支給する。

(就学支援金の支給の特例)

第22条 教育委員会は、法第3条第2項第1号又は第2号に該当する生徒（次に掲げる生徒を除く。）のうち教育委員会が認めた者に、授業料等に相当する額（高等学校等を中途退学した後、再び高知県立高等学校で学び直す者に対して支給される支援金（以下この条において「学び直し支援金」という。）を受給する資格を有する者については、当該学び直し支援金の額を差し引いた額。以下この条において「標準修業年限超過者等就学支援金」という。）を支給することができる。

- (1) 就学に対する本人の意思が著しく欠けている生徒
- (2) 授業料等相当する額を支給することがあまりにも公平を欠くと認められる生徒

2～7 (略)

第6章 その他

(支給決定の通知)

第29条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式47又は50により県立高等学校長に通知するものとする。

2 (略)

(様式)

第30条 就学支援金等の受給手続等に必要となる様式は、この要領に定めるものを除き、教育委員会が定める「高等学校等就学支援金（新制度）各種様式一覧（都道府県立学校用）」及び「高等学校等就学支援金（新制度）各種様式一覧（市町村立学校用）」によるものとする。

第31条 この要領において規定する手続等は、教育委員会が別に定める。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

第5章 その他

(支給決定の通知)

第23条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式47又は50により県立高等学校長に通知するものとする。

2 (略)

(様式)

第24条 就学支援金等の受給手続等に必要となる様式は、この要領に定めるものを除き、教育委員会が定める「高等学校等就学支援金（新制度）各種様式一覧（都道府県立学校用）」及び「高等学校等就学支援金（新制度）各種様式一覧（市町村立学校用）」によるものとする。

第25条 この要領において規定する手続等は、教育委員会が別に定める。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

附 則

この要領は、令和5年5月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 1

様式第 1 号 (その 1) (第 3 条第 1 項並びに第 10 条第 2 項及び第 11 条 1 項から第 7 項まで関係)

個人番号添付

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書 (初回時) 高等学校等就学支援金 (以下、「就学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書 (2 回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の 2 つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の 2 つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や 3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
---------	----------	---	---	---

生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村
-------	---	----------	----------

保護者等の電話番号	電話番号	()	—
-----------	------	-----	---

保護者等の電子メールアドレス			
----------------	--	--	--

生徒が在学する学校の名称	学年	年次
--------------	----	----

生徒が併修する学校の名称	学年	年次
--------------	----	----

【 1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	～ 年 月 日 日	

◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。

過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。

②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	～ 年 月 日 日	
	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	～ 年 月 日 日	

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。(注 1)

- ・高等学校等 (修業年限が 3 年未満のものを除きます。) を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間 (定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を 1 月の 4 分の 3 に相当する月数として計算。) が通算して 36 月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

(注 1) 高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

様式 1

様式第 1 号 (その 1) (第 3 条第 1 項並びに第 10 条第 2 項及び第 11 条 1 項から第 3 項まで関係)

個人番号添付

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書 (初回時) 高等学校等就学支援金 (以下、「就学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書 (2 回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の 2 つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の 2 つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や 3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
---------	----------	---	---	---

生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村
-------	---	----------	----------

保護者等の電話番号	電話番号	()	—
-----------	------	-----	---

保護者等の電子メールアドレス			
----------------	--	--	--

生徒が在学する学校の名称	学年	年次
--------------	----	----

生徒が併修する学校の名称	学年	年次
--------------	----	----

【 1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	～ 年 月 日 日	

◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。

過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。

②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	～ 年 月 日 日	
	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	～ 年 月 日 日	

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。(注 1)

- ・高等学校等 (修業年限が 3 年未満のものを除きます。) を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間 (定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を 1 月の 4 分の 3 に相当する月数として計算。) が通算して 36 月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

(注 1) 高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合		
		親権者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）		
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	
		<input type="checkbox"/> イ	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ⑩親権がない場合は⑤-イ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）		
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。）		記入上の注意 2のニ参照
		<input type="checkbox"/> ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	
		<input type="checkbox"/> イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 ・成人に達している場合 等		

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	--

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦の口にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の口にレ印を付けてください。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を所有していない場合には、口にレ印を付けてください。)

都 道	市 区	都 道	市 区
府 県	町 村	府 県	町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		<input type="checkbox"/> 添付省略	

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更等）

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/>	この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合		
		親権者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）		
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	
		<input type="checkbox"/> イ	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ⑩親権がない場合は⑤-イ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）		
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。）		記入上の注意 2のニ参照
		<input type="checkbox"/> ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	
		<input type="checkbox"/> イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 ・成人に達している場合 等		

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	--

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を所有していない場合には、口にレ印を付けてください。)

都 道	市 区	都 道	市 区
府 県	町 村	府 県	町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		<input type="checkbox"/> 添付省略	

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更等）

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/>	この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金、家計急変への支援）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

様式 1

様式第1号(その2) (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条1項から第7項まで関係)

課税証明書添付

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

<input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書(初回時)	高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
<input type="checkbox"/> 収入状況届出書(2回目以降)	既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村	
保護者等の電話番号	電話番号	()	—	
保護者等の電子メールアドレス				
生徒が在学する学校の名称		学年 年次		
生徒が併修する学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 年 月 日	学校の種類・課程・学科
◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。 □ 過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。			
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 年 月 日	学校の種類・課程・学科

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。(注1)
 ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
 ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)
 (注1)高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

様式 1

様式第1号(その2) (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条1項から第3項まで関係)

課税証明書添付

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

<input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書(初回時)	高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
<input type="checkbox"/> 収入状況届出書(2回目以降)	既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村	
保護者等の電話番号	電話番号	()	—	
保護者等の電子メールアドレス				
生徒が在学する学校の名称		学年 年次		
生徒が併修する学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 年 月 日	学校の種類・課程・学科
◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。 □ 過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。			
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 年 月 日	学校の種類・課程・学科

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。(注1)
 ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
 ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)
 (注1)高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑧までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者 (両親) 2名分 生徒が未成年 (18歳未満) であり、親権者 (両親) が2人存在する場合	
②	<input type="checkbox"/>	親権者 1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの口にレ印を付けてください。)	記入上の注意 2のホ参照
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 (配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。)	
		<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合	
	<input type="checkbox"/> ウ	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者 (以下「主たる生計維持者」という) (両親等) 2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。)	
		<input type="checkbox"/> ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合	
		<input type="checkbox"/> イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合	
	<input type="checkbox"/> ウ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑧ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧の口にレ印を付けた場合は不要です。)
なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業 (学び直し支援金) において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付省略欄の口にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更 等)

【3. 確認事項】
(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (学び直し支援金) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑧までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者 (両親) 2名分 生徒が未成年 (18歳未満) であり、親権者 (両親) が2人存在する場合	
②	<input type="checkbox"/>	親権者 1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの口にレ印を付けてください。)	記入上の注意 2のホ参照
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 (配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。)	
		<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合	
	<input type="checkbox"/> ウ	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者 (以下「主たる生計維持者」という) (両親等) 2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。)	
		<input type="checkbox"/> ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合	
		<input type="checkbox"/> イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合	
	<input type="checkbox"/> ウ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑧ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)
なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業 (学び直し支援金) において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更 等)

【3. 確認事項】
(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (学び直し支援金、**家計急変への支援**) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

様式1の2

様式第1号の2(その1) (第3条第2項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第7項まで関係)

個人番号添付

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書(初回時) 高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書(2回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名
生徒の生年月日	昭和 平成	年	月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の電話番号	電話番号 () -		
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称		学年 年次	
生徒が併修する学校の名称			

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、口にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。			
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名 立	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。(注1)
 ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
 ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)
 (注1)高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

(新設)

(新設)

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
		親権者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		<input type="checkbox"/> イ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ⑨親権がない場合は⑤ーイ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。） <input type="checkbox"/> ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> イ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 ・成人に達している場合 等

記入上の注意
2のニ参照

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	--

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦の口にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の口にレ印を付けてください。家計急変事由（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。）に該当する場合は、口にレ印を付けた上で、3及び4に回答してください。）

氏名		生徒との続柄	
(ふりがな)			
生年月日	年	月	日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。			
<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する。			

氏名		生徒との続柄	
(ふりがな)			
生年月日	年	月	日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。			
<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する。			

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を所有していない場合には、口にレ印を付けてください。）

都 道	市 区
府 県	町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 添付省略

都 道	市 区
府 県	町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 添付省略

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更等）

(新設)

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。)

家計急変事由発生日	家計急変事由発生日
年 月 日	年 月 日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。)

ア 給与所得の金額に相当する額	ア 給与所得の金額に相当する額
円	円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額
円	円
ウ その他の所得に相当する額	ウ その他の所得に相当する額
円	円

【5. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/> 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。
<input type="checkbox"/> この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業(学び直し支援金、家計急変への支援)及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - ②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれかに該当するものを選択してください。

(新設)

(新設)

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 高知県が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条第2項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、4月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）※
※ 高知県においては、特例として、支給を受けることができます。

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。※
※ 併修する場合は、入学した学校に申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 申請をした後は、原則毎年2回、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

様式 1 の 2

様式第1号の2（その2）（第3条第2項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第7項まで関係）

課税証明書添付

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名
生徒の生年月日	昭和 平成	年 月 日	
生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村
保護者等の電話番号	電話番号	() -	
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称		学年	年次
生徒が併修する学校の名称			

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は、記載不要です。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、口にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。			
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。(注1)
 ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者
 ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

(注1)高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

(新設)

(新設)

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑧までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者 (両親) 2名分 生徒が未成年 (18歳未満) であり、親権者 (両親) が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者 1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 (配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。)
		<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/> ウ	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者 (以下「主たる生計維持者」という) (両親等) 2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/> ウ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

記入上の
注意
2のホ
参照

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧の口にレ印を付けた場合は不要です。家計急変事由 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。) に該当する場合は、口にレ印を付けた上で、3及び4に回答してください。)

なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業 (学び直し支援金) において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付省略欄の口にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する。		

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する。		

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
 ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更 等)

(新設)

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。)

家計急変事由発生日	家計急変事由発生日
年 月 日	年 月 日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。)

ア 給与所得の金額に相当する額	ア 給与所得の金額に相当する額
円	円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額
円	円
ウ その他の所得に相当する額	ウ その他の所得に相当する額
円	円

【5. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/> 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。
<input type="checkbox"/> この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業(学び直し支援金、家計急変への支援)及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

(新設)

(新設)

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)⑥イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
○家計急変後の収入を証明する書類(年収見込額計算資料を含む)

留意事項

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条第2項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、4月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等を含めません。) ※
※ 高知県においては、特例として、支給を受けることができます。

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。 ※
※ 併修する場合は、入学した学校に申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ 申請をした後は、原則毎年2回、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号の2(その1)に代えて、この書類を提出すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式5の2

文 書 番 号
令和 年 月 日

(新設)

高知県立〇〇〇〇高等学校

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）の一次審査の認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）の一次審査について、別添のとおり認定しましたので通知します。
ついては、二次審査に移行しますので、二次審査に必要な書類の提出について、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式5の2 (別添3)

家計急変支援制度（一次審査）認定生徒一覧

国公私	学校種・課程等		
学校名			支給開始年月

通し番号	生徒氏名	生年月日	備 考
計	名		

(新設)

様式 7

文 書 番 号
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

所得要件等を満たさないため。
※課税情報の更新等により、所得要件を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月～7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省修学支援・教材課まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課
電話 03(5253)4111(代表)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

様式 7

文 書 番 号
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

様式 1 3

文 書 番 号
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律に定める所得制限に係る要件に該当することとなったため、令和 年 月～令和 年 月分の高等学校等就学支援金については、支給しないこととなりました。

なお、令和 年 7 月分以降の高等学校等就学支援金について、所得制限に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、令和 年 7 月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 認定番号 | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者 | 文科 太郎 |
| 3 在籍高等学校等の名称 | 〇〇高等学校 |
| 4 学校種・課程等の別 | 高等学校（〇〇制） |
| 5 高等学校等就学支援金支給者 | 高知県教育委員会 |

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
電話 0 3 (5 2 5 3) 4 1 1 1 (代表)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

様式 1 3

文 書 番 号
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律に定める所得制限に係る要件に該当することとなったため、令和 年 月～令和 年 月分の高等学校等就学支援金については、支給しないこととなりました。

なお、令和 年 7 月分以降の高等学校等就学支援金について、所得制限に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、令和 年 7 月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 認定番号 | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者 | 文科 太郎 |
| 3 在籍高等学校等の名称 | 〇〇高等学校 |
| 4 学校種・課程等の別 | 高等学校（〇〇制） |
| 5 高等学校等就学支援金支給者 | 高知県教育委員会 |

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
電話 0 3 (5 2 5 3) 4 1 1 1

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式 15

収入状況届出者一覧

国公私	学校種・課程等	支給開始年月		R2.7					
学校名									
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加算 の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備考
18-001-0001-1001	就学 太郎	30,000円	0円	2.0倍	9,900円	9,900円	19,800円	2007-2106	
18-001-0001-1002	就学 二郎	30,000円	0円	所得制限	-	-	-	-	
18-001-0001-1003	就学 三郎	30,000円	0円	差止	-	-	-	-	収入状況届出書未提出
計	名				円	円	円		

(注)

- 1 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程) 昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程・一般課程) 夜間等学科」、「⑨専修学校(高等課程・一般課程) 通信制学科」、「⑩各種学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 4 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 5 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料減免額が年額により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 6 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算あり」、「加算なし」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 7 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ)** (支給開始月)~** (西暦下2ケタ)** (支給終了月)」とすること。

様式 15

収入状況届出者一覧

国公私	学校種・課程等	支給開始年月		R2.7					
学校名									
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加算 の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備考
18-001-0001-1001	就学 太郎	30,000円	0円	2.0倍	9,900円	9,900円	19,800円	2007-2106	
18-001-0001-1002	就学 二郎	30,000円	0円	所得制限	-	-	-	-	
18-001-0001-1003	就学 三郎	30,000円	0円	差止	-	-	-	-	収入状況届出書未提出
計	名				円	円	円		

(注)

- 1 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程) 昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程・一般課程) 夜間等学科」、「⑨専修学校(高等課程・一般課程) 通信制学科」、「⑩各種学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 4 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 5 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料減免額が年額により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 6 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算あり」、「加算なし」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 7 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ)** (支給開始月)~** (西暦下2ケタ)** (支給終了月)」とすること。

収入状況届出者一覧 (1単位あたりの授業料を徴収する場合)

国公私	学校種・課程等	支払開始年月		支払開始年月	記.7	備考								
		年月	日											
学校名														
認定番号	生徒氏名	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額 (月額) [a]	授業料減免額 (月額) [b]	授業料実額 (月額) [a-(a-b)]	支払限度額 (月額) [c]	所得制限・加算の区分	支払額 (月額) [c]	加算額 (月額)	総支払額 (月額)	所得補正期間	備考
計	名													

(注)

- 1 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等の欄は、①高等学校 (全日制)」、②高等学校 (夜間制)」、③中等教育学校 (後期課程)」、④特別支援学校 (高等部)」、⑤専修学校 (高等課程・一般課程) 通商部学科、⑥各種学校 (外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 4 「授業料額(月額) [a]」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、「1単位あたり授業料額×履修期間×履修単位数」となる。
- 5 「授業料減免額(月額) [b]」とは、学校設置者による授業料減免額 (授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額) をいう。
- 6 「授業料実額(月額) [a-(a-b)]」の欄は、「授業料額(月額) [a]」から学校設置者による「授業料減免額(月額) [b]」を引いた額を記入すること。
- 7 「支払限度額 [c]」の欄は、次の計算方法によって算出すること。支払限度額=4.8(円)÷履修期間×履修単位数
ただし、履修単位数は、年間支払対象単位数の上限 (30単位) 及び在学期間中の支払対象単位数の上限 (74単位) を超えない単位数で計算すること。
- 8 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を出していない生徒 (受給資格者に限る) については「差上」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 9 「支払額 [c]」の欄は、「授業料実額(月額) [a-(a-b)]」、「支払限度額 [c]」については、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 10 「授業料額(月額) [a]」、「授業料減免額(月額) [b]」、「支払限度額 [c]」については、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 11 「所得補正期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給開始月) - ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

収入状況届出者一覧 (1単位あたりの授業料を徴収する場合)

国公私	学校種・課程等	支払開始年月		支払開始年月	記.7	備考								
		年月	日											
学校名														
認定番号	生徒氏名	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額 (月額) [a]	授業料減免額 (月額) [b]	授業料実額 (月額) [a-(a-b)]	支払限度額 (月額) [c]	所得制限・加算の区分	支払額 (月額) [c]	加算額 (月額)	総支払額 (月額)	所得補正期間	備考
計	名													

(注)

- 1 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等の欄は、①高等学校 (全日制)」、②高等学校 (夜間制)」、③中等教育学校 (後期課程)」、④特別支援学校 (高等部)」、⑤専修学校 (高等課程・一般課程) 通商部学科、⑥各種学校 (外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 4 「授業料額(月額) [a]」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、「1単位あたり授業料額×履修期間×履修単位数」となる。
- 5 「授業料減免額(月額) [b]」とは、学校設置者による授業料減免額 (授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額) をいう。
- 6 「授業料実額(月額) [a-(a-b)]」の欄は、「授業料額(月額) [a]」から学校設置者による「授業料減免額(月額) [b]」を引いた額を記入すること。
- 7 「支払限度額 [c]」の欄は、次の計算方法によって算出すること。支払限度額=4.8(円)÷履修期間×履修単位数
ただし、履修単位数は、年間支払対象単位数の上限 (30単位) 及び在学期間中の支払対象単位数の上限 (74単位) を超えない単位数で計算すること。
- 8 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を出していない生徒 (受給資格者に限る) については「差上」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 9 「支払額 [c]」の欄は、「授業料実額(月額) [a-(a-b)]」、「支払限度額 [c]」については、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 10 「授業料額(月額) [a]」、「授業料減免額(月額) [b]」、「支払限度額 [c]」については、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 11 「所得補正期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給開始月) - ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

様式 19

文 書 番 号
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったことにより、あなたに対する高等学校等就学支援金の支払が一時差し止められることとなりました。

1 認定番号 14-001-0001-1001
2 支給対象者 文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称 〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別 高等学校（〇〇制）
5 支払が差し止められる就学支援金の支給月 〇年7月 ～ 〇年6月

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
電話 03(5253)4111(代表)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

様式 19

文 書 番 号
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったことにより、あなたに対する高等学校等就学支援金の支払が一時差し止められることとなりました。

1 認定番号 14-001-0001-1001
2 支給対象者 文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称 〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別 高等学校（〇〇制）
5 支払が差し止められる就学支援金の支給月 〇年7月 ～ 〇年6月

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式 2 5

支給再開申出者一覧

国公私	学校種・課程等	支給再開		R2.10					
学校名									
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加算 の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備考
18-001-0001-1001	就学 太郎	30,000円	0円	2.0倍	9,900円	9,900円	19,800円	2010-2106	
計	名				円	円	円		

(注)

- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程) 昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程・一般課程) 夜間等学科」、「⑨専修学校(高等課程・一般課程) 通信制学科」、「⑩各種学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字空けること。
- 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- (例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を出していない生徒(支給権者に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ)** (支給再開月) - ** (支給終了月)」とすること。

様式 2 5

支給再開申出者一覧

国公私	学校種・課程等	支給再開		R2.10					
学校名									
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加算 の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備考
18-001-0001-1001	就学 太郎	30,000円	0円	2.0倍	9,900円	9,900円	19,800円	2010-2106	
計	名				円	円	円		

(注)

- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程) 昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程・一般課程) 夜間等学科」、「⑨専修学校(高等課程・一般課程) 通信制学科」、「⑩各種学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字空けること。
- 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- (例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を出していない生徒(支給権者に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ)** (支給再開月) - ** (支給終了月)」とすること。

様式 25

支給再開申出者一覧(1単位あたりの授業料を徴収する場合)

国公立		学校種・課程等		支給再開年月		R2.10									
学校名	生徒氏名	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額(月額) [a]	授業料減免額(月額) [b]	授業料実額(月額) [a(=a-b)]	支給限度額(月額) [b]	支給額(月額) [c]	所得制限・加算の区分	支給額(月額)	加算額(月額)	総支給額(月額)	所得補正期間	備考
	名										円	円	円		
計											円	円	円		

(注)

- 1 「国公立」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程)」「⑧専修学校(高等課程・一般課程)」「⑨専修学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 4 「授業料額(月額) [a]」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、「1単位あたり授業料額×履修期間×履修単位数」となる。
- 5 「授業料減免額(月額) [b]」とは、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額)をいう。
- 6 「授業料実額(月額) [a(=a-b)]」の欄は、「授業料額(月額) [a]」から学校設置者による「授業料減免額(月額) [b]」を引いた額を記入すること。
- 7 「支給限度額 [b]」の欄は、次の計算方法によって算出すること。支給限度額=4.8(2円÷履修期間)×履修単位数
ただし、履修単位数は、年間支給対象単位数の上限(30単位)及び在学期間中の支給対象単位数の上限(4単位)を超えるない単位数で計算すること。
- 8 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況調査を提出していない生徒(受給資格に限る)については「差上」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 9 「支給額 [c]」の欄は、「支給限度額 [b]」と「授業料実額(月額) [a(=a-b)]」を比較し、いずれか低い方の額となる。
- 10 「授業料額(月額) [a]」、「授業料減免額(月額) [b]」、「支給限度額 [b]」については、1円未満の端数が切り捨てられるものとする。
- 11 「所得補正期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給再開月) ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

様式 25

支給再開申出者一覧(1単位あたりの授業料を徴収する場合)

国公立		学校種・課程等		支給再開年月		R2.10									
学校名	生徒氏名	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額(月額) [a]	授業料減免額(月額) [b]	授業料実額(月額) [a(=a-b)]	支給限度額(月額) [b]	支給額(月額) [c]	所得制限・加算の区分	支給額(月額)	加算額(月額)	総支給額(月額)	所得補正期間	備考
	名										円	円	円		
計											円	円	円		

(注)

- 1 「国公立」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程)」「⑧専修学校(高等課程・一般課程)」「⑨専修学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 3 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 4 「授業料額(月額) [a]」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、「1単位あたり授業料額×履修期間×履修単位数」となる。
- 5 「授業料減免額(月額) [b]」とは、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額)をいう。
- 6 「授業料実額(月額) [a(=a-b)]」の欄は、「授業料額(月額) [a]」から学校設置者による「授業料減免額(月額) [b]」を引いた額を記入すること。
- 7 「支給限度額 [b]」の欄は、次の計算方法によって算出すること。支給限度額=4.8(2円÷履修期間)×履修単位数
ただし、履修単位数は、年間支給対象単位数の上限(30単位)及び在学期間中の支給対象単位数の上限(4単位)を超えるない単位数で計算すること。
- 8 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況調査を提出していない生徒(受給資格に限る)については「差上」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「加算あり」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 9 「支給額 [c]」の欄は、「支給限度額 [b]」と「授業料実額(月額) [a(=a-b)]」を比較し、いずれか低い方の額となる。
- 10 「授業料額(月額) [a]」、「授業料減免額(月額) [b]」、「支給限度額 [b]」については、1円未満の端数が切り捨てられるものとする。
- 11 「所得補正期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給再開月) ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

様式 4 8

文 書 番 号
令和 年 月 日

学校名
受給権者 殿

〇〇県立〇〇高等学校長

高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記
()

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
()	()	()	()	()	()
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
()	()	()	()	()	()
4月分	5月分	6月分			
()	()	()			

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等）により、変更となる場合があります。

この場合においては、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。

※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や、生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください（生徒等が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。）。

様式 4 8

文 書 番 号
令和 年 月 日

学校名
受給権者 殿

〇〇県立〇〇高等学校長

高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記

1 支給決定額 _____ 29,700 円

2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
9,900	9,900	9,900			
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。

この場合において、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や、生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください（生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。）。

様式 5 1

文 書 番 号
令和 年 月 日

学校名
受給権者 殿

〇〇県立〇〇高等学校長

高等学校等就学支援金変更支給決定（支給予定）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記

1 既支給決定額 _____ 円

()

2 変更支給決定額 _____ 円

3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分 ()	5月分 ()	6月分 ()	7月分 ()	8月分 ()	9月分 ()
10月分 ()	11月分 ()	12月分 ()	1月分 ()	2月分 ()	3月分 ()
4月分 ()	5月分 ()	6月分 ()			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等）により、変更となる場合があります。
この場合においては、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。なお、各月で端数調整を行っているため、既に通知した額と相違がある場合があります。

様式 5 1

文 書 番 号
令和 年 月 日

学校名
受給権者 殿

〇〇県立〇〇高等学校長

高等学校等就学支援金変更支給決定（支給予定）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記

1 既支給決定額 _____ 円

2 変更支給決定額 _____ 円

3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
この場合において、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金の収入回復届出書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第11条第5項に基づき、家計急変者の収入状況が回復し、特例受給資格者に該当しないこととなったことを届け出ます。

◆次の事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。

この届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな			
	氏名	姓	名	
	住所	都道府県	市区町村	
学校(※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立		
		学校の種類・課程・学科：		
	学校の所在地	都道府県	市区町村	
	学校設置者の名称			
収入回復月 (当該月から家計急変支援制度としての就学支援金は支給されません)		年	月	

収入回復月の保護者等の状況について、収入状況届出書(様式第1号)を併せて提出してください。
 収入回復月には、「高等学校等就学支援金(家計急変支援制度)における収入要件自己確認資料」を基に、該当する就学支援金の支給月を記入します。
 本届出書を提出した場合、収入回復月の前月末で特例受給資格者に該当しないこととなり、家計急変支援制度としての支援は終了となります。これにより当該月から家計急変支援制度としての就学支援金は支給されません。なお、前年の課税情報によっては通常の就学支援金が支給される場合があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 学校受付日 年 月 日(学校において記入してください。)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(新設)